

特別支援教育の在り方に関する特別委員会 関係資料

- 中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について . . . 1
- 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理概要 . . . 3
- 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿（第5期） . . . 5
- 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の開催状況 . . . 6
- 特別支援教育の対象の概念図〔義務教育段階〕 . . . 7

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

平成18年12月、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定める障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」)が国連総会において採択されました。

現在、政府では、そのできるだけ早い締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る対応を検討しています。平成21年12月に、必要な国内法の整備を始めとする障害者制度改革を行うための「障がい者制度改革推進本部」が設置され、同本部及び同本部に設置された「障がい者制度改革推進会議」において、批准に向けた主要な論点について検討を行っています。

教育関係では、インクルーシブ教育システムの構築という同条約の理念を踏まえた制度改革の基本的な方針が議論されております。

さらに、平成22年6月7日には、障がい者制度改革推進会議の「第一次意見」がとりまとめられ、これを踏まえて、6月29日には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。そこでは、教育分野の制度改革の具体的項目については、関係府省において検討することとされました。

これを踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、現在、同委員会において調査審議が行われています。平成22年12月24日には、インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性や就学相談・就学先決定の在り方等について「論点整理」がとりまとめられました。

また、平成22年12月17日には、障害者基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見を盛り込んだ、障がい者制度改革推進会議の「第二次意見」がとりまとめられました。なお、平成23年通常国会に、障害者基本法改正案が提出される予定となっております。

1 趣旨・目的

障害者の権利に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(平成22年6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置する。

2 主な検討事項

- (1)インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2)(1)の制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3)障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4)その他

(参考) 障害者制度改革に係る政府の動向

障害者制度改革に係る経緯

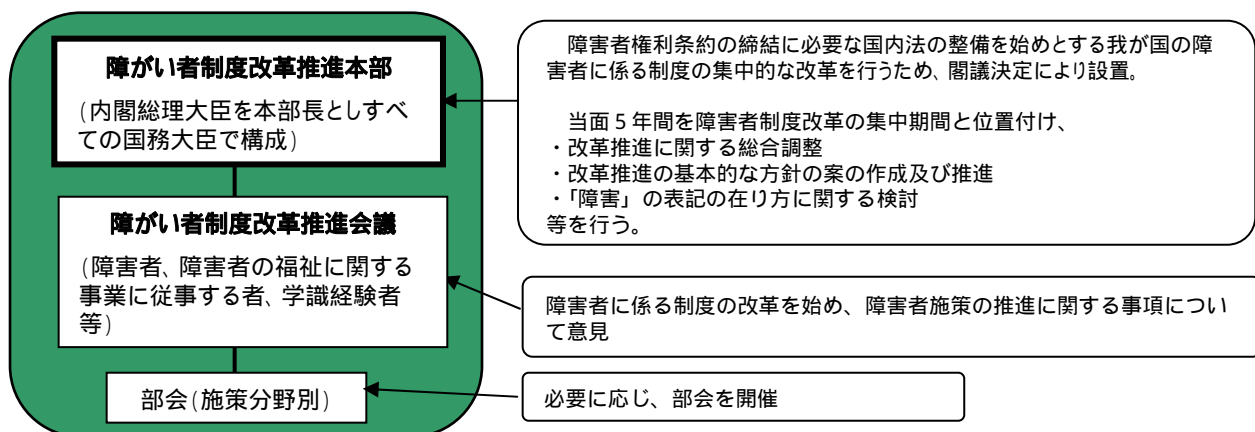
平成18年12月	障害者権利条約() 国連総会において採択
平成19年 9月28日	障害者権利条約 署名
平成20年 5月 3日	障害者権利条約 発効
	計147カ国・機関が署名済み、うち98カ国・機関が批准(平成23年1月現在)
平成21年12月 8日	障がい者制度改革推進本部設置決定(閣議決定)
平成21年12月15日	障がい者制度改革推進本部の下に障がい者制度改革推進会議の開催を決定(障がい者制度改革推進本部決定)
平成22年 6月 7日	障がい者制度改革推進会議「第一次意見」とりまとめ
平成22年 6月29日	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定
平成22年 7月12日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設置
平成22年12月17日	障がい者制度改革推進会議「第二次意見」とりまとめ
平成22年12月24日	中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会論点整理を公表
平成23年	通常国会に障害者基本法改正案を提出予定

障害者権利条約における教育関係の主要な条文(仮訳)

第二十四条 教育

- 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度(inclusive education system)及び生涯学習を確保する。
 - 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限まで発達させること。
 - 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - 障害者が障害を理由として教育制度一般(general education system)から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。
 - 個人に必要なとされる合理的配慮が提供されること。
 - 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。
 - 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会
論点整理概要
(平成22年12月24日)

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。

○就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

○市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

○発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。

○合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。

○特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。

○特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

○インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿

青山 彰	東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会会長
安彦 忠彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
○ 石川 准	静岡県立大学国際関係学部教授、NPO 法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
大久保常明	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会常務理事
太田 裕子	品川区立鈴ヶ森小学校長（前・東京都教育庁指導部副参事）
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟副理事長
岡上 直子	全国幼児教育研究協議会副理事長、練馬区立光が丘さくら幼稚園長（前・全国国公立幼稚園長会会長）
尾崎 祐三	都立南大沢学園特別支援学校長、全国特別支援学校長会会長
乙武 洋匡	作家、前杉並区立杉並第四小学校教諭
貝谷 久宣	社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長、医療法人和楽会理事長
河本 眞一	中野区立桃園小学校長、全国特別支援学級設置学校長協会会長
北住 映二	心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園長、一般社団法人日本小児神経学会 社会活動委員会副委員長
木船 憲幸	広島大学大学院教育学研究科教授
清原 慶子	三鷹市長
齋藤 幸枝	特別区教育長会会長、全国心臓病の子どもを守る会会長
佐竹 京子	全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会事務局長、全国障害種別 PTA 会長連絡協議会世話人
品川 裕香	教育ジャーナリスト、発達性ディスレクシア研究会理事
新藤 久典	新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長会会長
杉山登志郎	浜松医科大学児童青年期精神医学講座特任教授
高橋 健彦	茨城県東海村教育長、全国町村教育長会長
中澤 恵江	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部上席総括研究員
中村 文子	NPO 法人若駒ライフサポート理事、NPO 法人東京都自閉症協会前理事（元・全国知的障害特別支援学校 PTA 連合会会長）
久松 三二	財団法人全日本ろうあ連盟事務局長
◎ 宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
向山 行雄	中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長会長
山岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表、全国 LD 親の会理事
山口 利幸	長野県教育委員会教育長

（◎：委員長、○：委員長代理）

（平成 22 年 10 月 25 日現在）

**中央教育審議会初等中等教育分科会
特別支援教育の在り方に関する特別委員会の開催状況**

○第1回 平成22年7月20日（火）

- ・ 特別委員会における検討事項について

○第2回 平成22年8月11日（水）

- ・ 就学相談・就学先決定の在り方について
※岩手県教育委員会、千葉県教育委員会、長野県教育委員会、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会から事例紹介

○第3回 平成22年9月6日（月）

- ・ 就学相談・就学先決定の在り方について
- ・ 制度改革の実施に必要な体制・環境整備について
※宮城県教育委員会、奈良県教育委員会から事例紹介

○第4回 平成22年10月5日（火）

- ・ 制度改革の実施に必要な体制・環境整備について
※埼玉県教育委員会から事例紹介
- ・ 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援のための教職員の確保及び専門性の向上のための方策について
※福井県教育委員会、鹿児島県教育委員会から事例紹介
- ・ その他関連事項について
※渡辺三枝子立教大学大学院教授（特任）、木村宣孝北海道伊達高等養護学校長から意見聴取

○第5回 平成22年10月25日（月）

- ・ 自由討議

○第6回 平成22年11月5日（金）

- ・ 論点整理について

○第7回 平成22年11月19日（金）

- ・ 論点整理について

○第8回 平成22年12月3日（金）

- ・ 論点整理について

※ 平成22年12月24日（金）論点整理を公表（中央教育審議会総会に報告）

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人

重



障害の程度



軽

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害

肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.58%
(約6万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
弱視

難聴
言語障害
自閉症・情緒障害

1.26%
(約13万5千人)

2.34%
(約25万1千人)

通常の学級

通級による指導

言語障害
自閉症
情緒障害
弱視
難聴

学習障害(LD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)
肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.50%
(約5万4千人)

LD・ADHD¹・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率²

1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。